

2023年（令和5年）4月21日

〒150-8001

東京都渋谷区神南2丁目2番1号

日本放送協会

会長 稲葉延雄様

〒920-0206 石川県金沢市北寺町へ9番地3

適格消費者団体 特定非活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本明夫

TEL：076-254-6733 FAX：076-254-6744

[連絡先] 〒921-8013 石川県金沢市新神田3丁目8番3号

北島法律事務所

弁護士 北島正悟

TEL：076-259-0066 FAX：076-259-0669

照会書

当法人は、2017年（平成29年）5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

当法人の申入書（2022年7月1日付）について、貴協会から回答書（2022年7月28日付）をいただきましたが、その後貴協会の放送受信規約が一部変更され、当法人が削除を求めていた第12条(2)が全部変更されるに至りました。

そこで、当法人は、貴協会に対して、変更後の放送受信規約（2023年4月1

日施行) について、以下のとおり照会いたしますので、本書面の到達後1か月以内にご回答下さいますよう、お願いいたします。

なお、本書面及び本照会に対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等につきましては、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 照会の趣旨

放送受信規約(2023年4月1日施行)第12条第1項(2)の「第10条の放送受信料の免除について不正があったとき」には、免除の事由が消滅したにもかかわらず、過失によりその届け出をしなかったときを含むかどうかについて、ご回答下さい。

第2 照会の理由

1 当法人による申入れ内容の概要

(1) 懲罰的損害賠償を規定する点の信義則違反

当法人は、申入書(2022年7月1日付)において、当時の貴協会放送受信規約第12条(2)が、「放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき」に、消費者の故意、過失を問わず、一律に割増金の支払い義務を負わせる点につき、日本において認められていない懲罰的損害賠償に該当するものであり、民法第1条第2項の信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるから、消費者契約法第10条により無効であると指摘しました。

(2) 軽過失による届出遅延にも割増金を課す点の信義則違反

申入れ当時の放送受信規約第12条(2)は、貴協会規約及び貴協会放送受信料免除基準において定められている免除事由に該当する者には、高齢者、障害者、学生等、判断能力が不十分であって自身の生活に必要な手続を抜かりなく行うことが困難な者が多いという実情にもかかわらず、単に免除事由が

消滅したことを貴協会に届け出るのを失念していたという軽過失による届け出の遅延についても割増金の支払義務があるとしている点で、これが社会的に弱い立場の者を過酷に取り扱うことで放送受信料制度の趣旨を没却し、民法第1条第2項の信義誠実の原則に反するものであるから、消費者契約法第10条により無効であると指摘しました。

2 貴協会による放送受信規約の一部変更

貴協会では、放送受信規約の一部を変更し、2023年4月1日施行の規約においては、当法人が無効であると指摘した第12条(2)は全部変更され、新たな第12条第1項(2)では、「放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の放送受信料の免除について不正があったとき」と規定されました。

3 照会の必要性

一部変更後の「第10条の放送受信料の免除について不正があったとき」に、変更前の「放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき」が含まれるのかどうかは、明らかではありません。

「不正があったとき」というのは、本来であれば放送受信料を支払うべきであることを認識していながら免除の状態を作出する、つまり故意の場合に限定したものであると解釈するのが自然と考えられます。

もっとも、貴協会では、回答書（2022年7月28日付）において、当時の放送受信規約第12条(2)について、「軽過失による届出遅延の場合にも一律に適用されるとは解釈しておりません」として軽過失の場合にも割増金の請求は有り得るとしながら、「実際にもそのような運用はなされておきませんので」消費者契約法第10条や民法第1条第2項に違反しないと回答するなど、実質的には軽過失による届出遅延の場合に割増金を請求できるとの規定が消費者契約法第10条や民法第1条第2項に違反しない理由について、実質的な説明がなされていませんでした。

そのため、一部変更後の規約においてもなお、貴協会が免除事由の消滅について過失により届出が遅延した場合に割増金の請求が可能と解釈している可能性も否定できないことから、すべての消費者の権利・利益を護るという当法人の目的に鑑み、本照会が必要と考えました。

以上